



を定め、その周期ごとに検査しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するものについては、車両の安全な運転に支障のない範囲内で、一年を超えて当該検査の周期を定めることができる。

一 電子機器

二 密閉式構造のもの

三 故障が発生した場合若しくはその疑いがある場合において予備装置が自動的に作動する機能又はこれに類する機能を備えたもの

四 定期的に交換することによつて機能が維持されるもの

前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。  
(災害その他やむを得ない事由により検査を行うことができない場合の特例)

#### 第十六条の二 第七条第一項、第八条第一項、第十一項及び第二項、第十三条第一項、第十四条第一項並びに前条第一項の規定により検査を行わなければならないこととされた時において、災害その他やむを得ない事由により検査を行うことができる。

(検査及び試験の記録)

第十六条の三 第七条第一項、第八条第一項、第十一項及び第二項、第十二项、第十三条第一項、第十五项並びに第十六条第一項の規定により検査又は試験を行つたときは、その年月日及び成績を記録しておかなければならない。

(車両の整備)

第二節 車両

第十七条 車両は、安全に運転することができる状態でなければ、これを使用してはならない。  
(製作車両等の検査)

第十八条 製作し、又は購入した車両、重要な改造又は修繕をした車両及び六箇月以上使用を休止した車両は、検査をし、且つ、試運転をした後でなければ、これを使用してはならない。

2 前項の車両で製作し、又は購入したもの及びその電気装置に重要な改造又は修繕をしたものを

は、前項の規定による検査及び試運転の外絶縁耐力試験をもしなければならない。  
(車両の全般検査)

第十九条 車両は、三年ごとに少くとも一回その定期的交換することによつて機能が維持されるものに交換することによつて機能が維持されるもの

前項の規定による検査の時期は、別表の上欄に掲げる検査の周期の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。  
(災害その他やむを得ない事由により検査を行うことができない場合の特例)

第二十条 車両は、一年に少くとも一回集電装置、主電動機、補助回転機、制御装置、動力伝達装置、操向装置、バネ装置、台わく、車輪、車軸、制動装置、計器、蓄電池等の重要な部分を分解して検査しなければならない。  
(車両の各部の状態作用の検査)

第二十一条 車両は、一箇月に少くとも一回集電装置、主電動機、補助回転機、制御装置、動力伝達装置、操向装置、バネ装置、台わく、車輪、車軸、制動装置、戸閉装置、蓄電池、車体等の各部の状態及び作用について検査しなければならない。

(車両の要部検査)

第二十二条 車両は、毎日使用を開始する前にその要部を検査しなければならない。

(絶縁抵抗試験)

第二十三条 第十八条から第二十一条までの規定による検査をするときは、電気回路に対する絶縁抵抗の測定をもしなければならない。

(漏えい電流の値)

第二十四条 主回路と車体との間の漏えい電流の値は、一ミリアンペア以下の値に保たれていないければならない。

(絶縁耐力試験)

第二十五条 第十八条及び第十九条の規定による絶縁耐力試験は、最大使用電圧にその六割五分以上を増加した電圧を用い、これを一分時以上持続させて行うものとする。

(消火器の備付)

第二十六条 車両には、消火器を備え付けなければならない。

(車両の整備)

第三十条 複線運転をする区間ににおいては、車両は左側の電車線により運転しなければならない。  
(複線運転)

第三十一条 単線運転をする区間で車両が行き違う場合は、行き違い箇所及び当該箇所において待避する車両を定めておかなければならぬ。  
2 前項の場合において、車両は互いに左側を運転しなければならない。

(單線運転)

第三十二条 車両(単独運転車両を除く。)は、車掌を乗務させなければこれを運転してはならない。  
(車掌の乗務)

第三十三条 車両(単独運転車両を除く。)は、車掌が乗務させて運転してはならない。

(車掌が乗務していない車両の表示)

第三十四条 単独運転車両(車掌が乗務しているものを除く。)の前面及び左側面には、車掌が乗務していない旨を表示して運転しなければならない。

(単独運転車両の退行禁止)

第三十五条 第十八条及び第十九条の規定による絶縁耐力試験は、最大使用電圧にその六割五分以上のものを除く。は、退行してはならない。但し、方向の変更等のため一時的に退行する場合は、この限りでない。

(単独運転車両の踏切道通行の制限)

第三十六条 単独運転車両(車掌が乗務しているものを除く。)は、次の各号に掲げる踏切道を通行してはならない。但し、踏切道に車両の誘導をするための係員(以下「誘導係員」という。)が配置されている場合は、この限りでない。

一 保安設備のない踏切道

二 保安設備のある踏切道での見通し区間の長さが短いこと等の理由により車両の通行を止めなければならぬ。  
(計器検査の標記)

第三十七条 第十六条及び第二十条の規定によつて計器の検査をしたときは、その年月日及び場所を計器に標記しなければならない。

第三十八条 第十九条の規定による検査をしたときは、その年月を車両に標記しなければならない。  
(けん引の制限)

第三十九条 車両は、ぬかるみ又は水たまりの場所においては、泥土、污水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことのないように徐行する等して運転しなければならない。  
(警音器の使用)

第四十条 車両は、白色のつえを携行している目が見えない者、目が見えない者に準ずる者若しくは耳が聞こえない者又は監護者が付き添わぬ児童若しくは幼児が車両の前方を通行しているときは、危険を防止するため、徐行し、又是一時停車しなければならない。  
(旅客の乗降及び荷物の積卸しの場所)

第四十一条 停留場以外の場所においては、旅客を乗降させ、又は荷物の積卸しをしてはならない。

けん引して運転してはならない。但し、故障した車両一両を回送する場合は、この限りでない。

2 故障した場合の連結したけん引車両一両及び被けん引車両一両は、前項の規定の適用については、同項但し書の故障した車両一両のみな取り扱わなければならない。

3 第一項但し書の場合においては、けん引される車両も運転手を乗務させて操向ハンドルを取り扱わなければならない。

(車両偏位の限度)

第三十六条 車両は、トロリーポールの取付位置と電車線との水平距離が二・五メートル以内であるように運転しなければならない。但し、人の乗降又は物品の積卸しのため停留場等に停車しようとする場合その他道路の状況等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

2 前項但し書の場合においては、徐行する等して、トロリーポールが電車線からはずれないよう注意しなければならない。

(運転手の降車の場合の措置)

第三十七条 運転手は、降車するときは、制御スイッチを切り、副制動装置により制動手配をし、且つ、こう配のある場合にある場合その他車両が移動するおそれのある場合にあつては手歯止を施す等車両の移動を防止するため必要な措置を講じておかなければならない。

(運転手の降車の場合の措置)

第三十八条 車両は、法令の規定による場合及び危険を防止するためやむを得ない場合の外、警音器をならしてはならない。

(ぬかるみ等における徐行等)

第三十九条 車両は、ぬかるみ又は水たまりの場所においては、泥土、污水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことのないように徐行する等して運転しなければならない。  
(警音器の使用)

第四十条 車両は、白色のつえを携行している目が見えない者、目が見えない者に準ずる者若しくは耳が聞こえない者又は監護者が付き添わぬ児童若しくは幼児が車両の前方を通行しているときは、危険を防止するため、徐行し、又是一時停車しなければならない。

(所定場所以外の場所への乗車又は積載の禁止)  
**第四十二条** 車両は、所定の場所以外の場所に人を乗車させ、又は物品を積載してはならない。

(積載限度)  
**第四十三条** 車両は、最大積載量、車両の長さ及び幅並びに地上三・五メートルの高さをこえて物品を積載してはならない。

(旅客の転落の防止)  
**第四十四条** 車両を運転するときは、扉を開じ、その他の旅客の転落を防止するため必要な措置を講じておかなければならぬ。

(非常扉開放の場合の措置)  
**第四十五条** 車両を運転するときは、扉を開じ、直ちに、車両を停止させなければならぬ。

## 第二節 車両の速度

(最高速度)

**第四十六条** 車両の速度は、毎時六十キロメートルをこえてはならない。

(下り坂等における速度の制限)

(こう配の急な下り坂、見通し距離の短い場所又は見通しの悪い交差点においては、安全な運転に必要な制動距離を保つことができるように速度で運転しなければならない。

2 前項の車両の速度の基準は、当該箇所ごとに定めておかなければならぬ。

(退出の速度の制限)  
**第四十七条** 車両の速度は、毎時六十キロメートルをこえてはならない。

## 第三節 信号及び標識

(信号)

**第四十八条** 退出するときの車両の速度は、毎時六十キロメートルをこえてはならない。

## 第四十九条 無軌条電車建設規則(昭和二十五年運輸省令第一号)

規定により設置される信号機の信号の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる意味を表示するものとする。

1 進行信号

車両は、進行することができない距離で信号機の外方(当該信号機の防護区域が

その外方にある場合は、当該防護区域の始端の外方。以下同じ。)に停止しなければならない。但し、当該信号機の外方に停止できない距離で信号の表示があつたときは、すみやかに停止しなければならない。

3 注意信号

車両は、当該信号機に停止信号の表示が

あることを予期して進行しなければならぬ。2 前項の進行信号は緑色灯により、停止信号は赤色灯により、注意信号は橙黄色灯により表示するものとする。

**第五十条** 無軌条電車建設規則第九条第五項及び第二十六条の規定により設置される標識については、表示方式及びその意義を定めておかなければならぬ。

## (標識)

2 可動フロッソグを使用する電車線の分岐箇所(専用道以外の専用の敷地における電車線の分岐箇所を除く。)に設置される標識であつて車両の進行できる方向を表示するものは、可動フロッソグと連動したものでなければならない。

## (信号及び標識の遵守等)

**第五十一条** 車両は、前二条の信号及び標識の表示に従わなければならぬ。

2 車両は、第四十九条の信号が表示されていないとき又は同条の信号の表示が明確でないときは、当該信号機の外方で一旦停止し、安全であるかどうかを確認した後でなければ進行してはならない。

**第五十二条** 車両(車掌が乗務していない単独運転車両を除く。)は、出発するときは、車掌の出発合図によらなければならぬ。

## (出発合図)

### 第四節 合図

#### (誘導合図)

2 車両(車掌が乗務していない単独運転車両を除く。)は、出発するときは、車掌の出発合図によらなければならぬ。

## (誘導合図)

### 第五十三条

車両(車掌が乗務していない単独運転車両を除く。)は、退行するとき、第三十四

条各号に掲げる踏切道を通行するときその他の安全な運転を確保するため必要なときは、車掌の誘導合図に従つて運転しなければならない。

2 車掌が乗務していない単独運転車両は、第三

十四条各号に掲げる踏切道で誘導係員の配置されているものを通行するときは、誘導係員の誘導合図に従つて運転しなければならない。

## (合図の方式)

### 第五十四条

第五十二条の出発合図、前条の誘導合図その他必要に掲げる踏切道で誘導係員の配置され

ておられるものの通行するときは、誘導係員の誘導合図に従つて運転しなければならない。

## (施行期日)

### 第一条

この省令は、昭和四十年九月一日から施行する。

附 則 (昭和三四年六月五日運輸省令第十六号)  
 第二号  
 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

## (施行期日)

### 附 則 (昭和四〇年八月二七日運輸省令第六二号) 第二号 この省令は、昭和四十年九月一日から施行する。

## (施行期日)

### 附 則 (昭和四〇年八月二七日運輸省令第六二号) 第二号 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

## (経過措置)

### 第一条

この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ

る行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規

定によりした許可、認可その他の処分又は契約

その他の行為(以下「処分等」という。)は、

同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした處

分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対しても申請、届出その他

その他の行為(以下「処分等」という。)は、

## (規程の制定及び届出)

### 第五十五条

無軌条電車の経営者は、第三十一条

第一項、第四十七条第二項、第五十条第一項及

び前条の規定により定めておかなければならぬ事項の外、次の各号に掲げる事項を定めておかなければならぬ。  
 一 専用道、電車線路その他の電力設備、通信設備及び保安装置の整備及び検査に關し必要な事項  
 二 車両の整備及び検査に關し必要な事項  
 三 車両の運転並びに旅客及び荷物の取扱に關し必要な事項  
 一 車両の運転に支障がないと認められる車両は、この省令施行の際、現に存する無軌条電車の運転については、昭和二十六年六月三十日まではこの省令の規定によらないことができる。  
 二 無軌条電車の經營者は、この省令の規定により定めておかなければならない事項を定めた場合は、所管地方運輸局長に届け出なければならない。  
 三 東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る处分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。  
 附 則  
 1 この省令は、公布の日から施行する。  
 2 この省令は、昭和三十二年十二月一日から施行する。  
 附 則 (昭和三一年七月二〇日運輸省令第(一号))  
 第二号  
 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。  
 附 則 (昭和三四年六月五日運輸省令第(二号))  
 第二号  
 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。  
 附 則 (昭和三四年六月五日運輸省令第(三号))  
 第二号  
 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。  
 附 則 (昭和三四年六月五日運輸省令第(四号))  
 第二号  
 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。  
 附 則 (昭和三四年六月五日運輸省令第(五号))  
 第二号  
 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。  
 附 則 (昭和三四年六月五日運輸省令第(六号))  
 第二号  
 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。  
 附 則 (昭和三四年六月五日運輸省令第(七号))  
 第二号  
 この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

第一項	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。
第二項	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げ	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。
第三項	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。
第四項	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。
第五項	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。
第六項	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。
第七項	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成六年四月一日から施行する。	附 則 (平成一八年三月二十四日国土交通省令第一三号) 第二号 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。	東北海運局長(山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。)及び新潟海運監理部長(新潟県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)に届け出なければならない。

北海道運輸局長  
 東北運輸局長  
 新潟海運監理部長  
 北海道運輸局長  
 東北運輸局長  
 関東運輸局長

北海道運輸局長  
 東北運輸局長  
 新潟海運監理部長  
 北海道運輸局長  
 東北運輸局長  
 関東運輸局長

- 1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。  
 2 (経過措置) この省令の施行後最初に行う次の表の上欄に掲げる新軌道運転規則(第一条の規定による改正後の軌道運転規則をいう。)の規定による検査は、この省令の施行前最後に同表の中欄に掲げる旧軌道運転規則(同条の規定による改正前の軌道運転規則をいう。)の規定による検査を行った日からそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以内に行うものとする。

六月未満	六月以上一年未満	一年以上	検査の周期	別表(第七条、第八条、第十一條、第十三条、第十四条、第十五条、第十六条第一項)	第七条第一項	第七条	第十二条第一項	第十二条
					第八条第一項	第八条	第十三条第一項	第十三条
内	内	内	検査基準日の前後十四日以内	検査基準日の前後四十五日以内	第十四条第一項	第十四条	第二十二条第一項	第二十二条第一項
					第十五条第一項	第十五条	第二十三条第一項	第二十三条第一項
外	外	外	検査基準日の前後三十四日以内	検査基準日の前後四十五日以内	第十六条第一項	第十六条	第二十四条第一項	第二十四条第一項
					第十七条第一項	第十七条	第二十五条第一項	第二十五条第一項
外	外	外	検査基準日の前後三十六日以内	検査基準日の前後四十五日以内	第十八条第一項	第十八条	第二十六条第一項	第二十六条第一項
					第十九条第一項	第十九条	第二十七条第一項	第二十七条第一項
外	外	外	検査基準日の前後三十八日以内	検査基準日の前後四十五日以内	第二十条第一項	第二十条	第二十八条第一項	第二十八条第一項
					第二十一条第一項	第二十一条	第二十九条第一項	第二十九条第一項
外	外	外	検査基準日の前後四十日以内	検査基準日の前後四十五日以内	第二十二条第一項	第二十二条	第三十条第一項	第三十条第一項
					第二十三条第一項	第二十三	第三十一条第一項	第三十一条第一項
外	外	外	検査基準日の前後四十二日以内	検査基準日の前後四十五日以内	第二十四条第一項	第二十四	第三十二条第一項	第三十二条第一項
					第二十五条第一項	第二十五	第三十三条第一項	第三十三

備考 この表において「検査基準日」とは、検査の周期の初日をいう。